

## ガス事業法及び液化石油ガス法の保安規制のあり方について（案）

### 1. 簡易ガス事業に係る保安のあり方【論点1】

#### （1）簡易ガス事業の保安規制の整理

平成26年6月5日に開催されたガスシステム改革小委員会において、簡易ガス事業に係る規制について検討され、審議の結果、安全性の確保を大前提とした上で、保安規制の整合化が図られるのであれば、現行のガス事業法における簡易ガス事業制度を廃止し、LPガスを導管で供給する事業に係る保安規制は供給先の戸数に関わらず液化石油ガス法で整理した方がよいのではないかという意見が多かった。簡易ガス事業（70戸以上）に係る保安規制をガス事業法から液化石油ガス法へ移行することについて、安全性の確保を大前提とした上で、保安規制の整合化が図られるのであれば移行は可能か、移行を検討する上で、保安の観点から留意すべき点はあるかについて検討することが必要である。

#### （2）目指すべき方向性

簡易ガス事業（70戸以上）に係る保安規制をガス事業法から液化石油ガス法へ移行することについては、安全性の確保を大前提とし、保安規制の整合化が図られるのであれば移行は可能であると考えられる。

経緯論として、都市ガス供給区域内におけるLPガス導管供給事業と都市ガス事業との調整においては、国会審議の過程で、保安規制という観点ではなく事業規制の面から簡易ガス事業の下限を50戸から70戸に引き上げる修正がなされた上で、昭和45年にガス事業法案が成立し、ガス事業法における簡易ガス事業制度が創設されている。

実態面として、多くの簡易ガス事業者はLPガス販売事業も行っており、簡易ガス事業者からは、ガス事業法（70戸以上）と液化石油ガス法（69戸以下）の違いのため、両方の規定に対応する体制整備が必要となり、事業者に負担が生じているとの指摘がある。このため、規制を整合化することで事業者の負担が解消される。また、大規模団地供給に係る保安規制は技術基準の整備により対応は可能である。

なお、移行にあたっては、液化石油ガス法の保安規制を基本としつつ、安全性の確保を前提とした規制の整合化、合理化を図るとともに、移行の際に引き続き資格（丙種ガス主任技術者等）を活用できる体制を構築し、移行に係る経過措置、簡易ガス事業者及び自治体等の負担、意見等にも留意しながら、今後とも引き続き詳細かつ慎重に検討する必要があると考えられる。

#### （3）技術基準

##### ①貯槽等

##### （a）現行

ガス事業法と液化石油ガス法との保安距離について、大きく分けて5タイプある。

- ・簡易ガス事業（ガス事業法）の方が、保安距離が短いもの（緑色）
- ・液化石油ガス法の方が、保安距離が短いもの（黄色）

- ・最初は同等又は液化石油ガス法の方が、保安距離が短い、貯蔵量（X値）が大きくなるにつれて、ガス事業法の方が、保安距離が短いもの（オレンジ色）
- ・液化石油ガス法と簡易ガス事業（ガス事業法）で保安距離が同じになるもの（水色）
- ・液化石油ガス法に特段規定されていないもの（赤色）

(※)10 トン以上のバルク貯槽は現時点では存在しない

なお、バルク貯槽はLPガスの販売事業の用に供する設備として液化石油ガス法分野で平成9年に導入された比較的新しいものである。貯蔵能力1,000kg未満及び1,000kg以上3,000kg未満のバルク貯槽の保安距離や保安距離の緩和措置内容については、バルク貯槽の周辺で火災等の異常事象が生じた場合であっても周囲の保安物件に対して被害をもたらすことのない距離や保安措置として実施した各種実証実験等により確認し、安全性が十分に検証された結果が反映されたものとなっている。

◎現行の保安距離について			貯蔵能力								* 単位：m
貯蔵種別	物件区分	保安距離緩和措置 ガス法緩和措置：ガ 液化石油ガス法緩和措置：液	1000kg未満		1000kg以上3000kg未満		3000kg以上10000kg未満		10000kg以上		
			簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	
			容器	第一種	保安距離緩和措置なし	16.97	0	16.97	16.97	16.97	16.97
		障壁あり(ガ、液)	0	0	0	0	13.58	13.58	$0.096\sqrt{X+10000}$	16.97	
	第二種	保安距離緩和措置なし	11.31	0	11.31	11.31	11.31	11.31	$0.08\sqrt{X+10000}$	11.31	
		障壁あり(ガ、液)	0	0	0	0	9.05	9.05	$0.064\sqrt{X+10000}$	11.31	
バルク容器	第一種	保安距離緩和措置なし	16.97	0	16.97	16.97	16.97	16.97	$0.12\sqrt{X+10000}$	16.97	
		障壁あり(ガ、液)	0	0	0	0	13.58	13.58	$0.096\sqrt{X+10000}$	16.97	
	第二種	保安距離緩和措置なし	11.31	0	11.31	11.31	11.31	11.31	$0.08\sqrt{X+10000}$	11.31	
		障壁あり(ガ、液)	0	0	0	0	9.05	9.05	$0.064\sqrt{X+10000}$	11.31	
バルク貯槽	第一種	保安距離緩和措置なし	16.97	1.5	16.97	7	16.97	16.97	$0.12\sqrt{X+10000}$		
		構造壁あり(液)	16.97	0	16.97	0	16.97	16.97	$0.12\sqrt{X+10000}$		
		障壁あり(ガ、液)	0	1.5	0	0	13.58	13.58	$0.096\sqrt{X+10000}$		
		埋設(ガ、液)	0	0	0	0	13.58	13.58	$0.096\sqrt{X+10000}$		
	第二種	保安距離緩和措置なし	11.31	1	11.31	7	11.31	11.31	$0.08\sqrt{X+10000}$		
		構造壁あり(液)	11.31	0	11.31	0	11.31	11.31	$0.08\sqrt{X+10000}$		
		障壁あり(ガ、液)	0	1	0	0	9.05	9.05	$0.064\sqrt{X+10000}$		
		埋設(ガ、液)	0	0	0	0	9.05	9.05	$0.064\sqrt{X+10000}$		
		第一種	保安距離緩和措置なし	16.97	16.97	16.97	16.97	16.97	16.97	$0.12\sqrt{X+10000}$	16.97
			障壁あり(液)	16.97	0	16.97	0	16.97	13.58	$0.12\sqrt{X+10000}$	16.97
第二種	障壁及び水噴霧装置あり(ガ)	13.58	0	13.58	0	13.58	13.58	$0.096\sqrt{X+10000}$	16.97		
	埋設(液)	16.97	0	16.97	0	16.97	13.58	$0.12\sqrt{X+10000}$	16.97		
	保安距離緩和措置なし	11.31	11.31	11.31	11.31	11.31	11.31	$0.08\sqrt{X+10000}$	11.31		
	障壁あり(液)	11.31	0	11.31	0	11.31	9.05	$0.08\sqrt{X+10000}$	11.31		
	障壁及び水噴霧装置あり(ガ)	9.05	0	9.05	0	9.05	9.05	$0.064\sqrt{X+10000}$	11.31		
	埋設(液)	11.31	0	11.31	0	11.31	9.05	$0.08\sqrt{X+10000}$	11.31		

(b) 今後の方向性

10 トン未満は、液化石油ガス法の規制において十分検討されたもの（特にバルク貯槽において過去の実証試験等により詳細に確認し、安全性が十分に検証された結果が反映されたもの）となっており、液化石油ガス法の保安距離を適用することで、簡易ガス事業に適用しても保安を維持できると考えられる。

液化石油ガス販売事業において10 トン以上のバルク貯槽は実態上存在しないので、

簡易ガス事業（ガス事業法）を適合するのが合理的であり、10 トン以上は簡易ガス事業（ガス事業法）の保安距離を適用することで保安を維持できると考えられる。

## ②導管

### (a) 現行

ガス事業法では、技術基準の内容を遵守しつつ、より詳細な技術的要件を記載した解釈例により、導管の材料、構造、使用制限、防食措置、防護措置等に関する詳細な基準が規定されている。特に、構造に関する規定には、液化石油ガス法の技術基準の内容を遵守しつつ、より詳細な技術的要件を記載した液化石油ガス法の例示基準に規定されていない路面荷重等を考慮した管厚計算などがガス事業法の解釈例（液化石油ガス法の例示基準）に規定されている（実態上は、同様の管（材質、管厚等）が使用されている。）。

### (b) 今後の方向性

液化石油ガス法は、大規模な導管供給を前提とした規制ではないため、ガス事業法の技術基準又は解釈例の内容を必要に応じて補完するなど、移行後においても従来どおりの安全性が担保できる導管の技術基準を液化石油ガス法の中に整備することが適当と考えられる。

## ③ガス漏れ警報器

### (a) 現行

両法規で設置を義務づけているガス漏れ警報器及びガス漏れ警報設備の規格は、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令に適合するガス漏れ警報器であり、同じ規格により運用されていることから、制度移行に際して特段の問題は生じない。

一方、ガス漏れ警報器の設置を義務づけている建物や施設については、それぞれの法規で建物区分を設けて指定しているが、ガス事業法と液化石油ガス法との間で規定内容の整合が図られていない部分もある。例えば、液化石油ガス法施行規則第 86 条第 5 号に定める共同住宅は、ガス事業法で指定する建物区分に含まれていない。このため、制度移行が行われた場合には、簡易ガス事業の共同住宅において、ガス漏れ警報器を新たに設置しなければならない。

### (b) 今後の方向性

（安全確保の観点から）液化石油ガス法を基本とすることが適当と考えられる。ただし、一定期間の経過措置等が必要であると考えられる。

## (4) 手続き等

### ①行政機関

#### (a) 現行

簡易ガス団地については、団地毎に経済産業大臣の許可を受けている（許可に係る審査対応は、事業関係が経済産業局、保安関係が産業保安監督部）。

一方、液化石油ガス法では、販売所毎に行政機関への届出を行っており、一の団地については、販売所における一般消費者等に位置づけられる。このため、移行の際には、簡易ガス団地が、液化石油ガス販売事業者のどの販売所に属するかを整理する必要がある。その過程で、液化石油ガス販売事業登録、販売所の新設、変更に係る届出等が必要になる。また、保安業務については、新たに保安業務を行う者にあつては保安機関の認定及び保安業務規程の認可、既に保安機関の認定を受けている者にあつては、必要に応じて一般消費者等の数の増加認可、保安業務規程の変更認可等の業務が発生することとなる。

#### (b) 今後の方向性

液化石油ガス法の保安規制を基本としつつも、移行に係る経過措置、簡易ガス事業者及び自治体等の負担にも留意しながら、今後とも引き続き詳細かつ慎重に検討していく必要があると考えられる。

## ②保安責任者（資格を含む）

### (a) 現行

簡易ガス事業（ガス事業法）では、保安責任者に丙種ガス主任技術者免状（甲種又は乙種も可）の交付を受けている者を選任している。液化石油ガス販売事業（液化石油ガス法）では、販売所毎に第2種販売主任者免状の交付を受けている者であって、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験を有する者を選任している。

		簡易ガス事業（ガス事業法）	液化石油ガス販売事業（液化石油ガス法）
保安責任者及び代理者の選任	責任者	一の供給地点群に係る特定製造所毎に <u>丙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者</u> を選任 (法第31条第1項、規則第33条第1項)	販売所毎に <u>第2種販売主任者免状の交付を受けている者</u> であって、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験を有する者を選任 (法第19条第1項、規則第22条第3及び4項)
	代理人	ガス主任技術者が旅行、疾病その他事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者を保安規程に定めなければならない。なお、 <u>代理者の法令上の資格要件なし。</u> (規則第31条第1項第2号)	業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者として、 <u>次の(1)又は(2)の要件を満足する者</u> を販売所毎に1人以上あらかじめ選任（法第21条第1項） (1) 第2種販売主任者免状の交付を受けている者であって、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験を有する者 (規則第25条第2項) (2) 高圧ガス保安協会が行う講習を修了し、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験を有し、かつ、18歳以上の者 (規則第25条第3項)
保安責任者が受講すべき法定講習	なし	なし	規則第23条第1項に定める業務主任者講習を受けなければならない。 規則第23条第2項に従って再講習を受講しなければならない。(法第19条第3項)
保安責任者の職務	簡易ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督 (法第31条第1項)	なし	液化石油ガスの販売に係る保安に関し規則第24条に定める職務を行う。 (法第20条第1項)
	ガス主任技術者は、誠実にその職務を行わなければならない。(法第35条第1項)	なし	業務主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。(法第20条第2項)
	簡易ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、ガス主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。(法第35条第2項)	なし	液化石油ガス販売事業に従事する者は、業務主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。(法第20条第3項)

### (b) 今後の方向性

液化石油ガス法を基本とすることが適当と考えられる。なお、移行の際に引き続き資格（丙種ガス主任技術者等）を活用できる体制を構築することが必要と考えられる。

## 2. 消費段階におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制のあり方【論点2】

### (1) 消費段階における両法の保安規制の整理

ガス事業法の消費機器と液化石油ガス法の消費設備の周知及び調査頻度については、相違がある状況となっているため、ガス事業法と液化石油ガス法との整合化について検討する必要がある。

### (2) 目指すべき方向性

都市ガス及び液化石油ガスに係る需要家保安の維持・向上を図りつつ、ガス事業法及び液化石油ガス法における規制・保安体系やこれまでの保安対策に留意しつつ、可能な限り両法の規制の整合化を図るとともに、技術の進展、事故状況等を踏まえた規制の合理化を行うのが適当と考えられる。

### (3) 消費機器の周知業務について

#### ①これまでの経緯等

##### 【ガス事業法】

ガス事業法の周知業務については、ガス消費先におけるガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、昭和45年に当該規定が加えられた。当初は周知頻度としては年1回であったが、平成7年の改正により、全需要家（特定地下街等を除く）に対する一般的な周知は内容を絞り込み、頻度を緩和（3年度に1回以上）し、非安全型機器<sup>※</sup>を使用する需要家（消費者）や特定地下街等で使用する需要家（消費者）への周知は毎年度1回以上行うものとし、周知にあたり特段の配慮を払うように努めることとしている。

※以降、非安全型機器とは省令で定める消費機器（例：不完全燃焼防止装置なしの屋内CF式ふろがまなど）をいう。

##### 【液化石油ガス法】

液化石油ガス法の周知義務については、一般消費者等の不注意による事故が跡を絶たず、液化石油ガスによる災害の発生を防止するため、昭和53年に当該規定が加えられた。当初は周知頻度としては年1回であったが、平成8年の改正により、設備の信頼性の向上等保安の向上を踏まえ、また、近時の自己責任原則重視の流れを踏まえ必要最小限の規制とすべく、2年に1回以上行うこととし、非安全型機器を使用する需要家（消費者）への周知は毎年度1回以上行うものとし、周知にあたり特段の配慮を払うように努めることとしている。

## ②今後の方向

周知の頻度を可能な限り整合化することが適当と考えられる。例えば、安全型機器<sup>※</sup>のみを設置している需要家（消費者）に対する周知の頻度については、ガスの使用者及びガス事業者の負担軽減を図りつつ、必要最小限の規制とする観点から、ガス事業法・液化石油ガス法ともに液化石油ガス法の消費設備の調査頻度と合わせて4年に1回以上行うこととする。なお、非安全型機器を設置している需要家（消費者）など現行法において毎年度1回以上（または1年に1回以上）行っているものについては、引き続き同じ頻度で行うこととし、周知にあたり特段の配慮を払うように努めることとする。

※前述の「非安全型機器」以外の消費機器をいう。

## （4）消費機器の調査頻度について

### ①これまでの経緯

#### 【ガス事業法】

ガス事業法の消費機器の調査については、ガス消費先におけるガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、昭和45年に当該規定が加えられ、消費機器が技術上の基準に適合しているかどうかを調査し、技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするため採るべき措置及びその措置を採らなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること等の義務を課すこととし、当初は調査頻度としては3年に1回以上であった。昭和54年の改正により、ガスの使用者が所有している消費機器の種類毎に、消費機器の技術上の基準に基づく具体的な調査事項を規定した。

昭和55年に発生した地下街におけるガス事故を契機として、地下街におけるガスの使用の安全性を確保するための改正が行われ、特定地下街等及び特定地下室等に設置される燃焼器の調査義務を規定し、技術上の基準を規定した。

平成7年の改正により、消費機器調査が省略できる不完全燃焼防止機能付きガス消費機器の範囲を拡大した。一方、過去の事故事例等から消費機器調査の実施により保安の向上を図るべき内容については、調査項目を追加した。また、調査時に技術上の基準に適合していない場合は、全て再調査及び毎年度1回以上の通知をすることとしていたが、ガスの使用者及びガス事業者の負担軽減を図りつつ保安向上が図れる制度に変更できるようにすべく、前回調査時と同一の基準不適合であって、毎年度1回以上通知を行ってきた場合の再調査を不要とした。

平成9年の改正により、消費機器の調査は、3年に1回以上行うこととされていたが、実際には3年より短い期間で実施計画を立てないと法令違反になるため、ガス事業者は33～35ヶ月に1回程度の頻度で調査を行っていた。実質的に3年に1回以上の調査が実施できるよう頻度を40ヶ月に延長した。

また、昭和53年に規定された消費機器調査結果年報の中で、様式第60の備考1より、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができな

い場合は報告上「不在」として扱うこととしている。

#### 【液化石油ガス法】

液化石油ガス法の消費機器の調査については、一般消費者等の消費先におけるガスの使用に伴う災害防止のため、昭和42年の法制定時が規定され、消費機器が技術上の基準に適合しているかどうかを調査し、技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置を取らなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること等の義務を課すこととし、当初は調査頻度としては3タイプ（①毎月1回以上：充てん容器が40℃以下に保たれていることなど、②毎年1回以上：燃焼器は液化石油ガスの規格に適合したものであることなど、③2年に1回以上：調整器の調整圧力の測定など）であった。

昭和53年の改正により、事故の実態等も踏まえ、最も適切かつ合理的なものにする必要があるとともに、現在の毎年1回の調査については、新設のLPガス設備に係る有資格者制度の導入を図ることから必ずしもこの頻度で実施をする必要はなくなるものと考えられ、また、LPガス販売事業者の調査義務の確実な履行を確保する観点からも、2年1回の調査に統一することが妥当であるとした。

平成8年の改正により、安全器具の普及運動を通じて消費設備の状況も向上し、これまでの消費設備の調査の結果によると、要改善設備の比率も減少し、事故発生比率も減少している。これらの状況を踏まえ、原則として2年毎に実施している消費設備の調査の周期を延長すべきであるとし、2年から4年に緩和された。

なお、一般消費者が不在の場合には、液化石油ガス法では当該規定がないため、事業者によっては、何度も訪問している。

## ②今後の方向

調査の頻度を可能な限り整合化することが適当と考えられる。例えば、省令で定める機器を設置している消費者に対して実施する調査の頻度については、ガス事業法及び液化石油ガス法ともに必要最小限の規制とすべく、液化石油ガス法の消費設備の調査頻度に合わせてガス事業法の調査頻度を4年に1回以上で行うこととする。

また、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができない場合は「不在」として処理することを、液化石油ガス法でも通達等で手当てすることとする。

なお、ガスの使用者が不在の場合には、3回は「不在連絡票」を投入し、次の調査実施希望日についての液化石油ガス事業者への連絡方法又は次の調査予定日を告知するなどの措置を講ずるとともに、訪問のタイミング（曜日、時間帯等）を工夫し、なるべく不在とならないように取り組むこととする。立入りを拒否された場合には、その旨を明確にする資料を整備することとする。